

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 蘇軾『書伝』における史事の引用について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 青木, 洋司, Aoki, Yoji メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00000213">https://doi.org/10.57529/00000213</a>

## 蘇軾『書伝』における史事の引用について

青木洋司

蘇軾（一〇三六—一一〇一）、字は子瞻、号は東坡。眉州眉山（現在の四川省眉山市）の人。宋代を代表する士大夫の一人であり、その著作は多岐にわたる。なかでも、『書伝』は、北宋から南宋にかけて有力な注釈書であった『尚書新義』との関係や蔡沈『書集伝』への影響など『尚書』注釈史において重要な著作である。

『書伝』には様々な特徴が存在し、その一つとして、『尚書』注釈において後世の史事を引用し、經文を解釈することが指摘される。この特徴は、蔡根祥氏が初めに論じ、さらには陳佑真氏も論じている。<sup>1)</sup>

陳氏は、「文籍や備わる漢代以降の史事を引く例は『書伝』中に多数見られ、それが『書伝』の方法上の特色となっている。このような解経は、『尚書』注釈史に於いて特異であるのみならず、蜀学の經学著作を通じても稀である。」とする。陳氏は、『書伝』には漢代以降の史事を引用することが多く存在し、それは『尚書』注釈史において特異であり、注目すべきと指摘する。

陳氏の指摘するように、『書伝』には史事の引用が多く存在し、その特徴の一つとみなされている。また陳氏の議論には傾聴すべき点もあるが、本稿で検討するように、『尚書』注釈史

において特異」や「漢代以降の史事を引く」などとする点には問題が存在する。さらに陳氏のいうように、蘇軾『書伝』『易伝』や蘇轍『詩集伝』『春秋集解』などの経書注釈書を一連の「蜀学の経学著作」とみなして良いかは疑問である。

そのため、『書伝』における史事の引用は『尚書』注釈史における位置付け、特に先行する注釈である『尚書正義』や蘇軾の文集との関係も含めて、再検討する必要があるだろう。

そこで、本稿では『尚書正義』を始めとする『尚書』注釈史における位置付けを確認し、その後、『書伝』における史事の引用を検討し、その『尚書』解釈における特徴や文集との関係を明らかにする。

なお『書伝』は、『儒藏』精華編第一三冊（北京大学出版社、二〇一四）所収『書伝』、蘇軾の文集は、『蘇軾全集校注』（河北人民出版社、二〇一〇）所収『蘇軾文集』をそれぞれ底本とした。

### 一、『尚書正義』における史事の引用

『尚書』注釈史における位置付けを確認するために、まずは、『書伝』以前の現存する唯一の『尚書』注釈書である『尚書正

義』における史事の引用を検討したい。<sup>2)</sup>

『尚書正義』における史事の引用は、孔安国の伝（以下、伝と略す）には見えない。しかし、「散鹿台之財、発鉅橋之粟」の孔穎達の疏（以下、疏と略す）には次のようにいう。

『史記』錢に作る。後世、追論し、錢を以て主と為すのみ。『周礼』に泉府の官有り。『周語』に称す、景王、大錢を鑄る、と。是れ周の時、已に泉に名づけて錢と為すなり。

『史記』作錢。後世追論、以錢為主耳。『周礼』有泉府之官。『周語』称景王鑄大錢。是周時已名泉為錢也。（『尚書正義』武成、疏）

はじめに、経文の「鹿台の財」を『史記』股本紀では「鹿台の錢」に作ることを挙げる。次に経文と『史記』との異同の問題に対して、『周礼』に見える泉府の官とともに、『国語』周語に見える、周の景王が大きな錢を鑄たという史事を引用し、周の時に錢という言葉が存在したことを論じる。

疏では、経文を解釈するために『国語』に見える周の景王の史事を引用している。つまり、史事の引用は『尚書正義』に見

えるのである。また、ここに見える経文解釈以外にも、伝の解釈に引用されることがある。伝「宝刀、赤刀削。大訓、虞書典謨。大璧、琬琰之珪為二重」への疏に次のようにいう。

『呉録』に称す、呉の人、蔽白虎、衆を聚めて反し、弟の興をして孫策に詣らしむ。策、白削を引き席を斫る。興の体動きて曰はく、我、刃を見れば然りと為る、と。然して赤刃を赤削と為し、白刃を白削と為す。是れ削は刀の別名為るは明らかなり。

『呉録』称呉人蔽白虎聚衆反、遣弟興詣孫策。策引白削斫席。興体動曰、我見刃為然。然赤刃為赤削、白刃為白削。是削為刀之別名明矣。（『尚書正義』顧命、疏）

伝「宝刀、赤刀削」の解釈に張勃『呉録』を引用する。ここでは、蔽白虎が叛乱を起こし、その弟の蔽興が孫策のもとに派遣された時、孫策が白削で敷物を切ったという史事を引用し、削が刀の別名であることは明白とする。このように経文ではなく、伝の解釈に『呉録』に見える後漢末の史事を引用するのである<sup>3</sup>。

ここまで確認した二つの疏に見えるように、『尚書正義』で

は、時代を限定せずに、周や後漢末などの史事を経文や伝の注釈に引用することが存在する。このため、陳氏のいうように『書伝』における史事の引用を『尚書』注釈史において特異<sup>4</sup>とするのは疑問である。史事を引用し、経文を解釈するのは、『尚書正義』に先例があつたと考えるのが自然であろう。

なお附言すると、『尚書正義』は経文や伝の解釈以外にも史事を引用する。これは、東晋や隋の史事に言及し、舜典の入手経緯を述べるものであるが、経文や伝の解釈に関わらないため、本稿ではひとまず除外した<sup>5</sup>。

さらに、『尚書正義』以後から『書伝』に至るまでの『尚書』注釈書における史事の引用を確認したい。『書伝』以前の『尚書』注釈書は『尚書正義』を除いて散佚しており、残存するのは佚文を含めても少ない。その中で、北宋から南宋にかけて有力な『尚書』注釈書であつた『尚書新義』には、管見の及ぶ限り、その佚文に史事の引用は存在しない<sup>5</sup>。散佚した注釈に史事を引用していた可能性も除外できないが、後の『尚書』注釈書に言及されていない点から考えると、史事を引用していたとしても、注目に値するようなものではなかったのだろう。

さらに、『尚書』注釈書に限定せずに、『書伝』と同時代の『尚書』解釈に関連するものとしては、范純仁「尚書解」（『范

忠宣集』卷九）などが存在する。范純仁「尚書解」は、わずかに一例であるが、五子之歌の解釈において、杜牧「阿房宮賦」を引用する<sup>6)</sup>。「阿房宮賦」は史事とは言い難いものではあるが、先ほど確認したように、『尚書正義』に史事の引用が見えるため、史事および史事に類するものを引用するのは、『尚書』注釈史において特異ではないことは明らかである。

なお、『書伝』以後の代表的な『尚書』注釈書を作成した林之奇・張九成・蔡沈ともに史事の引用を多く確認できる。つまり、史事の引用は広く行なわれた『尚書』の注釈手法なのである。そのため、検討すべきは、史事の引用を「特異」とするのではなく、各注釈者がどのように用いているかであろう。

## 二、『書伝』における史事の引用

『書伝』における史事の引用を検討する前に、まずは、その一例を「伊尹相湯伐桀、升自囿、遂与桀戰于鳴條之野。作湯誓」への注釈から確認したい。

古の君臣、二君の如くして相ひ疑はざる者は、湯の伊尹に於ける、劉玄德の諸葛孔明に於けるは是れなり。…玄

徳・孔明は、聖人に非ざると雖も、然れども其の君臣相ひ友とするの契り、亦た此に庶幾し。玄德の將に死せんとするや、孔明に囑して曰はく、禪りて輔くべきは、之を輔けよ、不可なれば、君自ら之を取れ、と。伊尹の流に非ずして以て此れを属すべきか。孔明、蜀を専らにし、二君に事ふるも、雍容たる進退、初めより自ら疑はれず、人も亦た之を疑ふ者莫し。常人をして之に処らしめ、竇武・何進と為らざれば、則ち曹操・司馬仲達と為る。…。

古之君臣、有如二君而不相疑者、湯之於伊尹、劉玄德之於諸葛孔明是也。…玄德・孔明、雖非聖人、然其君臣相友之契、亦庶幾於此矣。玄德之將死也、囑孔明曰、禪可輔、輔之、不可、君自取之。非伊尹之流而可以属此乎。孔明專蜀、事二君、雍容進退、初不自疑、人亦莫之疑者。使常人処之、不為竇武・何進、則為曹操・司馬仲達矣。…。  
 (『書伝』湯誓)

殷を建国した湯王と、それを補佐した伊尹との君臣関係を解釈するために、蜀の劉備と諸葛亮との史事を引用する。劉備と諸葛亮とは聖人ではないが、湯王と伊尹との関係に近いとする。そして、劉備が死去した際の諸葛亮への遺言を引用し、伊

尹のような人物でなければ、このような遺言はなかつたとし、この遺言をされた諸葛亮は政治を独断し、二君に仕えたが、疑われなかつた。さらに、普通の人を諸葛亮と同じ状況におけば、専制した竇武や何進とならなければ、篡奪に及んだ曹操や司馬懿となると結論付ける。

この注釈に劉備と諸葛亮との史事を引用するように、『書伝』では『尚書』を解釈するために後世の人物の史事を引用する。史事の引用は特異ではなく、広く見える『尚書』の注釈手法であることは既に確認した。『書伝』にも同じく、史事の引用は確認できるのであるが、他の注釈書、特に『尚書正義』とは、どのように異なるのであろうか。次にこの問題を検討したい。

### (一) 引用される史事およびその形式について

ここでは、『書伝』において引用される史事およびその形式を検討する。先述したように陳氏は『書伝』において引用される史事を「漢代以降の歴史事実」とするが、次に見るように疑問である。例えば、「曰、嗚呼、惟天無親、克敬惟親。…与乱同事、罔不亡」への注釈に次のようにいう。

堯舜、譲りて帝たり、之喩、譲りて絶ゆ。湯武、仁義を

行ひて王たり、宋の襄公、仁を行ひて亡ぶ。治と道と同じくすれば、興らざること罔し。乱と事を同じくすれば、亡ばざること罔きなり。必ず道と同じくして而る後興り、道同じき者、事未だ必ずしも同じからざるなり。周の厲王、謗を弭め、秦の始皇、偶語を禁じ、周の景王、大錢を鑄し、王莽、泉貨を作り、紂、鉅橋の粟を積み、隋の煬帝、洛口の諸倉あり。其の事同じきも、其の道同じからざる者無し。故に乱と事を同じくすれば則ち亡ぶ。

堯舜譲而帝、之喩譲而絶。湯武行仁義而王、宋襄公行仁而亡。与治同道、罔不興。与乱同事、罔不亡也。必同道而后興、道同者、事未必同也。周厲王弭謗、秦始皇禁偶語、周景王鑄大錢、王莽作泉貨、紂積鉅橋之粟、隋煬帝洛口諸倉。其事同、其道無不同者。故与乱同事則亡矣。(『書伝』太甲下)

堯と舜は位を譲ることによって帝となり、燕王の喩は位を譲ることによって滅んだ。また湯王と武王は仁義を行うことによって王となったが、宋の襄公は仁義を行うことによって滅んだとする。これらの史事を引用し、同じ事を行っても結果は異なる場合が存在することを述べる。

さらに、この注釈の後半部は史事を引用する態度が顕著である。出典を列挙することはないが、「周厲王弭謗」「秦始皇禁偶語」「周景王鑄大錢」「王莽作泉貨」「紂積鉅橋之粟」「隋煬帝洛口諸倉」とするよう、周から隋に及ぶ幅広い史事に言及している。

この注釈に見えるように『書伝』は周の第十代の王である景王や秦の始皇帝の史事を引用しており、「漢代以降の歴史事実」に限定されることなく、漢代以前の史事も存在することは明らかである。なお附言すると、最も古い史事は後に引用する注釈に「許由不仕堯舜」とあるように許由である。

次に『書伝』の作成された時期と最も近い史事を「已若茲監、惟曰欲至於萬年惟王、子子孫孫永保民」への注釈から確認したい。

大誥・康誥・酒誥・梓材は、其の文皆な典雅にして、世俗の能く通ずる所に非ず。…。周の太祖、漢に叛きしとき、漢の隱帝、開封尹の劉銖をして其の家の百口を屠らしむ。太祖、既に京師を克ち、夜、其の故人の星を知る者趙延義を召し、漢の祚の短促する所以の者を問ふ。延義答へて曰はく、漢、本と未だ亡はざるも、刑を以て冤濫を殺す。故

に期に及ばずして滅ぶ、と。時に太祖、方に兵を以て鉄及び蘇逢吉の第を圍み、且に且に其の族を滅さんとするも、延義の言を聞き、矍然として之を貸し、誅は其の身に止まる。予、讀みて此に至り、未だ嘗て流涕太息せずんばあらず。故に其の事を『書伝』に表はし、以て世を救ふと云ふ。

大誥・康誥・酒誥・梓材、其文皆典雅、非世俗所能通。…。周太祖叛漢、漢隱帝使開封尹劉銖屠其家百口。太祖既克京師、夜召其故人知星者趙延義、問漢祚所以短促者。延義答曰、漢本未亡、以刑殺冤濫。故不及期而滅。時太祖方以兵圍銖及蘇逢吉第、且且滅其族、聞延義言、矍然貸之、誅止其身。予讀至此、未嘗不流涕太息。故表其事於『書伝』、以救世云。(『書伝』梓材)

後周の太祖(郭威)は、後漢に叛乱を起こした際に劉銖によつてその一族を殺された。その後、郭威が開封を攻略すると、その劉銖や蘇逢吉の一族を殺そうとしたが、趙延義の発言を聞き、一族は助命したとする。このように『書伝』では後周の史事も引用されている。

次に、史事の引用の形式を確認したい。先ほど引用した太甲

下への注釈では、人名のみを挙げる場合と「周厲王弭謗」とするのように、人名とそれに関連する史事を短く挙げる場合が存在した。これらの形式とは異なり、史書を引用したと推定される場合が存在する。例えば、「商俗靡靡、利口惟賢。余風未殄、公其念哉」への注釈に次のようにいう。

予、『書』以て之を考ふるに、商の俗の秦の俗に似るを知る。蓋し二世は紂に似るなり。張釈之、文帝を諫めて、秦は刀筆の吏に任ずるを以てし、争ひて亟疾苛察なるを以て相ひ高し。其の弊、徒だ文具はるのみにして、惻隱の實無し。以て故に其の過を聞かず。陵夷して二世に至り、天下土崩す。今、嗇夫の口弁を以てして之を超遷せんとす。臣、天下の風に隨ひて靡きて、争ひて口弁を為し、而も其の實無からんことを恐る、と。凡そ釈之の論ずる所、則ち康王、以て畢公に告ぐる者なり。

予以『書』考之、知商俗似秦俗。蓋二世似紂也。張釈之諫文帝、秦以任刀筆之吏、争以亟疾苛察相高。其弊徒文具、無惻隱之實。以故不聞其過。陵夷至於二世、天下土崩。今以嗇夫口弁而超遷之。臣恐天下隨風而靡、争為口弁、而無其實。凡釈之所論、則康王以告畢公者也。〔書

### 伝『畢命』

殷と秦との風俗は似ており、さらに秦の二世皇帝と紂王とは似ているとする。この注釈において引用されるのは、張釈之が前漢の文帝を諫めた際に、秦の官吏登用法への批判を用いた史事であり、張釈之の諫言は周の康王が畢公に告げたものと同様と評価する。この注釈で引用される諫言は『史記』張釈之伝に見えるものである<sup>10)</sup>。

このように『書伝』では史書を引用することが存在する。史書の引用は『呉録』を引用する『尚書正義』と同様とみなすことも可能であろう。しかし、『書伝』の引用は、許由から五代の後周の史事に及び幅広い。これは『尚書正義』と異なる『書伝』の特徴の一つである。

### (二) 史事を引用する理由について

ここでは、幅広く引用する史事を『尚書』解釈にどのように用いているのかを検討したい。まずは、「王曰、来、汝説。……自河徂亳、暨厥終、罔顯」への注釈である。

古の君子、明玉の世なるも肯へて仕へざること、蓋し之



有り。許由は堯舜に仕へず。夷齊は周に仕へず。商山の老は漢に仕へず。宝を懐き邦を迷はし、以て其の身を終ふ。是れ或いは一道なり。…。

古之君子、明玉之世而不肯仕、蓋有之矣。許由不仕堯舜。夷齊不仕周。商山之老不仕漢。懷宝迷邦、以終其身。是或一道也。…。(『書伝』説命下)

傳説の殷の高宗への仕官に関連して、古の君子は優れた君主の世でも仕官しなかったことがあるとする。そして、許由は堯舜に、伯夷と叔齊は周に、商山の老人(商山四皓)は漢の高祖に仕官しなかった史事をそれぞれ挙げる。

この注釈では、仕官しなかった人物の代表例として許由らを挙げる。これは、史事を引用し、経文解釈の具体例を示す態度といえるのではないか。つまり、自身が代表的とみなす史事を引用し、具体例を示すことで経文解釈を明確にするのである。

史事を引用することにより、経文解釈の具体例を示す態度は「嗚呼、継自今後、王立政、其惟克用常人」への注釈にも見える。

人の才徳、此れに長ずる者は、天下の共に推す所にして

而も易ふべからざるなり。是を之れ常人と謂ふ。廷尉に張積之・于定国を用ひ、吏部尚書に山濤を用ひ、度支に劉晏を用ひるが如きは、此れ常人に非ざるか。

人之才徳、長於此者、天下之所共推而不可易也。是之謂常人。如廷尉用張積之・于定国、吏部尚書用山濤、度支用劉晏、此非常人乎。(『書伝』立政)

経文「常人」を定義し、廷尉に張積之、于定国、吏部尚書に山濤、度支に劉晏がそれぞれ用いられた史事を引用する。つまり、この注釈では、自身の考える常人の具体例を示すのである。

この注釈と同様に胤征では、「惟だ軍中の法のみ則ち或いは之を用ふ。穰苴、莊賈を斬るは是れなり」<sup>11)</sup>とし、司馬穰苴が莊賈を斬つた史事を挙げる。この場合では、軍法により斬られた人物の代表例として挙げることに、これまで確認した注釈と同様に、史事を引用し、経文解釈の具体例を示す。具体例を示すのは、羿や泥の解釈に対して、曹操の漢、司馬懿の魏、王凌・諸葛誕の晋、尉遲迥の隋への叛乱を具体例として示すなど史事の引用と同様に時代を限定しない<sup>12)</sup>。

経文解釈の具体例を示すのは、代表的と考える人名を短く挙

げる注釈に限定されるものではない。「皆再拜稽首、…。惟周文武誕受姜若」への注釈に次のようにいう。

文王、姜里の囚より出づ。天命是れより始めて順ふ。周人、之を記す。之を姜若と謂ふ。猶ほ管仲・鮑叔の斉の桓公の莒に在るの時を忘れざるを願ふがごときなり。康王、生まれながらにして富貴なり。故に其の初めて即位するに於いて、告ぐるに文武の造邦の艱難を以てし、以て受命に憂患するなり。

文王出姜里之囚。天命自是始順。周人記之。謂之姜若。猶管仲・鮑叔願齊桓公不忘在莒時也。康王生而富貴。故於其初即位、告以文武造邦之艱難、以憂患受命也。〔『書伝』康王之誥〕

経文「姜若」を文王が捕らえられていた姜里から脱出した時に関連付けて解釈する。そして、召公が武王の後を継いだ康王に文王の事蹟を述べたのは、管仲や鮑叔が斉の桓公に莒に居た頃の苦勞を忘れないように願ったのと同様とする。この注釈では経文解釈の具体例として管仲や鮑叔といった人名のみならず、「不忘在莒時」という史事を引用する。

これと同様の注釈としては「咎單、伊尹を訓ふるの事は、猶ほ曹參の蕭何の政を述行するがごときなり」<sup>⑩</sup>も挙げられる。咎單が沃丁に伊尹の事蹟を教えたことを解釈する際に、曹參が蕭何の政治を改めずに用いた史事を引用する。これは、経文を解釈し、それと類すると考える史事を引用し、その解釈を具体的に示す態度である。

この他にも先ほど引用した湯誓の注釈では、湯王と伊尹との関係の具体例として、劉備と諸葛亮とを挙げ、太甲上の注釈では、同じ事を行っても結果が異なる具体例として、堯舜、燕王の喩、湯王・武王、宋の襄公などを挙げていた。これらも同様に解釈の具体例を示す注釈であった。

陳氏は、「文籍やや備わる漢代以降の史事を引く例は『書伝』中に多数見られ、それが『書伝』の方法上の特色となっている」や「漢代以降の歴史事実を援用することにより、『尚書』経文の内容を宋人の環境に引きつける形で読者に理解を促し」とする。しかし、これまで検討したように、「漢代以降の史事」「漢代以降の歴史事実」に限定することなく、幅広く史事を用い、経文解釈を具体的に示す態度が存在することは明らかである。

ただし、『書伝』における史事の引用は解釈の具体例を示す

態度に留まらない注釈が存在する。次にこの問題について検討したい。

(三) 『書伝』における史論

ここでは、解釈の具体例ではない、史事の引用について検討したい。文侯之命の末尾「用成爾顯徳」への注釈に次のようにいう。

予、文侯の篇を読み、東周の復たと興らざるを知るなり。宗周、傾覆し、禍敗、極まる。平王、宜しく衛の文公・越の句踐の若く然るべし。今其の書、乃ち施施として、平康の世と異なること無し。…文侯の篇を読み、平王の志無きを知るなり。唐の徳宗の奉天之難、陸贄、為に制書を作る。武夫・悍卒、皆な為に涕を出だす。唐、是を以て復興す。嗚呼、平王、独り此の臣無からんや。

予読文侯篇、知東周之不復興也。宗周傾覆、禍敗極矣。平王宜若衛文公・越句踐然。今其書乃施施焉、与平康之世無異。…読文侯之篇、知平王之無志也。唐徳宗奉天之難、陸贄為作制書。武夫・悍卒皆為出涕。唐是以復興。嗚呼、平王独無此臣哉。(『書伝』文侯之命)

「予、文侯の篇を読み」と始まるように、文侯之命の総論とすべき注釈である。周の平王は国を復興させた衛の文公や越の句踐(勾踐)のようにすべきだったとし、その一方で文侯之命はゆつたりとしていて、平穩な世の中のようにであったとする。注目すべきは末尾において、唐の徳宗と陸贄との史事を引用することである。陸贄が制書を作成し、それによって将兵が涙を流して奮い立ち、そのために唐が復興したとし、平王には陸贄のような臣下が存在しなかったとする。ここで引用されているのは、奉天に逃れた徳宗のために陸贄が己を罪する詔を書いた史事であろう。なお、陸贄を高く評価する注釈は他にも見える<sup>14)</sup>。

『書伝』には、このような篇全体の総論とすべき注釈が存在し、その中で、史事が引用される。これは、経文の解釈というよりも、『尚書』解釈に基づく史論といふべきものである。例えば、「成王帰自奄、在宗周、詰庶邦、作多方」には次のようにいう。

大誥・康誥・酒誥・梓材・召誥・洛誥・多士・多方の八篇より、詰ぐ所は一ならずと雖も、然れども大略は殷人の

心周に服せざるを以て作らるるなり。予、泰誓・牧誓・武成を読み、常に周の殷を取るの易きを怪しむ。此の八篇を讀むに及び、又た周の殷を安んずるの難きを怪しむ。……夫れ西漢の道德を以て之を殷に比ぶれば、猶ほ碓硌の美玉に与るがごとし。然れども王莽・公孫述・隗囂の流、終に人をして漢を忘れしむること能はず。光武の成功、建瓴の若く然り。周をして周公無からしめば、則ち殷の復興するや必たり。此れ周公の畏れて敢へて去らざる所以なり。

自大誥・康誥・酒誥・梓材・召誥・洛誥・多士・多方八篇、雖所誥不一、然大略以殷人不心服周而作也。予読泰誓・牧誓・武成、常怪周取殷之易。及読此八篇、又怪周安殷之難也。……夫以西漢道德比之殷、猶碓硌之与美玉也。然王莽・公孫述・隗囂之流、終不能使人忘漢。光武之成功、若建瓴然。使周無周公、則殷之復興也必矣。此周公之所以畏而不敢去也。（『書伝』多方）

泰誓・牧誓・武成を読み、周が容易に殷を攻略し、大誥以下の八篇を読み、周の殷を苦勞して平定したことをそれぞれ疑問とする。この問題に関連して、西漢と殷の風俗を比較し、それぞれ美しい玉と玉に似た石とし、似て非なるものと記す。さら

に、前漢末に叛乱を起こした王莽・公孫述・隗囂は、人々に漢を忘れさせることは出来ず、光武帝による漢の復興は勢いが強くて防げないようであったとする。そして、周に周公旦がいなければ、殷は復興したと結論付ける。先ほど引用した注釈は、文侯之命に関する史論であったが、この注釈は、各篇にはなく、多数の篇を踏まえた史論であることは明らかであろう。

ここまで確認した史論とすべき注釈には、主として唐と漢の史事が引用されている。しかし、君牙では、「至齊桓公乃以問楚」とするなど、齊の桓公の史事を引用する注釈も存在し、具体例を示す態度と同様に時代は限定されない<sup>15)</sup>。

先に『書伝』と最も近い時代の史書の引用として、後周の郭威と趙延義の史事を確認した。その注釈には大誥以下の諸篇への言及があり、さらに、末尾には「故に其の事を『書伝』に表はし、以て世を救ふと云ふ」とある。これも経文解釈の具体例を示すものではなく、史論とすべきであろう。

『尚書』注釈史における史事の引用が特異でないことは確認した。この問題について、『書伝』の経文解釈では、史事を引用することにより、解釈の具体例を示すことや、各篇への総論とすべき史論が混在している。これこそが『書伝』における史事の引用の特徴である。

『尚書』解釈に史事を引用するのは『書伝』のみではない。蘇軾の文集に存在する「書義」にも確認できる。次に、文集に見える「書義」の『尚書』解釈を検討したい。

### 三、「書伝」における史事の引用と「書義」

ここでは、「書伝」と蘇軾の文集に見える「書義」との関係を検討したい。『書伝』は黄州に流されていた時期（元豊四年、四六歳）から海南島に流された時期（元符三年、六五歳）にかけての長い期間をかけて作成された注釈書である<sup>15</sup>。

一方、「書義」の作成時期は、『蘇軾文集校注』（以下、『校注』と略す）に従えば、至和二年に成都において作成された蘇軾若年（二〇歳）の著作である<sup>16</sup>。

「書義」は、「乃言底可續」「聖讒說殄行」「視遠惟明聽德惟聰」「終始惟一時乃日新」「王省惟歲」「作周恭先作周孚先」「惟聖罔念作狂惟狂。克念作聖」「庶言同則繹」「唐虞稽古建官惟百夏商官倍亦克用乂」「道有升降政由俗革」の十篇からなる。例えば、「乃言底可續」は、「禹曰、兪、乃言底可續」（臯陶謨）に基づき、『尚書』経文の一部を解釈する。

蘇軾若年の著作である「書義」には、『書伝』と同様に史事

を引用する態度が見える。「王省惟歲」（洪範）に次のようにいう。

堯舜の徳を論ずる者は、必ず無為と曰ふ。之を経に考へ、之を史に質すに、堯舜の為す所、卓然として世に見はるる者有り。蓋し勝けて計るべからざるなり。…君自ら号令・賞罰を為さず、民に因りて節と為る。上は其の要を執り、下は其の詳を治む。所謂る歲月日時易はる無きなり。文王、庶獄を兼ね、陳平、錢穀を治めず、邴吉、門の傷を問はざるは、此れ為す所、易はらざる者なり。秦皇、衡石もて書を程り、光武、吏事を以て三公を責むるは、此れ歲月を易へ日時を乱す者なり。治乱の効、亦た以て概見すべし。

論堯舜之徳者、必曰無為。考之於経、質之於史、堯舜之所為、卓然有見於世者。蓋不可勝計也。…君不自為号令・賞罰、因民而為節。上執其要、下治其詳。所謂歲月日時無易也。文王不兼庶獄、陳平不治錢穀、邴吉不問門傷、此所為不易者也。秦皇衡石程書、光武以吏事責三公、此易歲月而乱日時者也。治乱之効、亦可以概見矣。（『校注』卷六）

堯舜の徳は無為として論じられていることを挙げる。しかし、経と史から考えると、堯舜の行いで世に現れているものは数えきれないとする。ここで、経とならび史を挙げるのは、蘇軾の学術を検討する上で示唆的である。

ここで注目すべきは、洪範にいう「歲月日時易はる無き」の具体例として、文王・陳平・邴吉の史事を、さらに、それを乱した「歲月を易へ日時を乱す者」の具体例として、秦の始皇帝・後漢の光武帝をそれぞれ挙げることである。このうち、文王の史事のみは『尚書』に基づくが、それ以外は『史記』『漢書』『後漢書』を踏まえる。つまり、「王省惟歳」に見えるように、「書義」においても文王から光武帝に至るまでの史事を引用し、解釈の具体例を示しており、その態度は『書伝』と同様である。

「書義」において史事を引用することは、「惟聖罔念作狂。惟狂克念作聖」にも同様に見える。

孔子曰はく、惟だ上智と下愚とは移らず、と。而れども『書』に曰はく、惟れ聖も念ふこと罔ければ狂と作り、惟れ狂も克く念へば聖と作る、と。此の二言は、古今のいな

ること能はざる所にして、而も学ぶ者の深く疑ふ所なり。

：。太甲、既に立つも明ならず。伊尹、之を放つ。太甲をして粗ぼ以て乱さざるべからしむる者は、伊尹、廢せざればなり。廢するに至れば、則ち其の狂や審らかなり。然れども商宗と為るに卒ふ。周公曰はく、茲の四人は迪哲なり、と。蓋し太甲と文王とは均し。明皇の開元の治、刑措に至る。夫の三代と何ぞ遠からん。林甫の専、禄山の乱、民、塗炭に在り。豈に特だ狂なる者のみならんや。此れに由れて之を觀れば、聖狂の相ひ去ること、殆ど髪を容れず。

孔子曰、惟上智与下愚不移。而『書』曰、惟聖罔念作狂、惟狂克念作聖。此二言者、古今所不能一、而学者之所深疑也。：。太甲既立不明。伊尹放之。使太甲粗可以不乱者、伊尹不廢也。至於廢、則其狂也審矣。然卒於為商宗。周公曰、茲四人迪哲。蓋太甲与文王均焉。明皇開元之治、至於刑措。与夫三代何遠。林甫之専、禄山之乱、民在塗炭。豈特狂者而已哉。由此觀之、聖狂之相去、殆不容髮矣。（『校注』卷六）

『論語』陽貨の孔子の発言と『尚書』多方の記述は異なり、

そのために学ぶ者の疑問点になっていくとする。この問題のうち、多方の解釈に関連して、唐の玄宗の開元の治に関連する史事が引用されている。開元の治では犯罪がなく刑罰が適用されなくなつた。この時は夏殷周の三代の治世と遠くならなかつたとする。しかし、その後、李林甫の專政や安祿山の叛乱のため、民は塗炭の苦しみを受けた。この史事から、多方のように、聖と狂とは非常に近いと結論付ける。

ここでは、聖と狂が近い具体例として、唐の玄宗の治世の史事を引用しており、これは先ほどの「王省惟歳」と同様の態度である。この他、「書義」では斉の桓公が豎刁・易牙・開方を悪いようとした史事を引用するものも存在する<sup>(18)</sup>。このように「書伝」と同様に史事に引用することにより解釈するのである。

ここまで検討したように、「書義」における『尚書』解釈には史事の引用が確認できる。陳氏は『書伝』における史事の引用を「抽象的な経文を史実によって具体化し、読者の理解を促す」という手法は、蘇洵の思想に源を発している<sup>(19)</sup>とし、淵源を「蘇洵の思想」に求める。蘇洵に基づくか否かは、さらに検討を要するため、本稿では論じない。しかし、「書義」の制作を『校注』に従い、至和二年の著作とするならば、史事の引用は蘇軾若年からの解釈手法であり、制作が最晩年に及ぶ『書伝』

と一貫している。

なお、「書義」以外にも蘇軾の文集には『書伝』と類似する議論が見える。例えば、「擬進士對御試策」に次のようにいう。

惟だ人を知るの明のみは学ぶべからず。必ず天資より出づ。蕭何の韓信を識るが如きは、此れ豈に法有りて伝ふべき者ならんや。諸葛孔明の賢を以てするも人を知るの明は、則ち其の短き所、是を以て之を馬謖に失ふ。而れども孔明、亦た自ら知ること審らかなり。是を以て身を終ふるまで敢へて魏延を用ゐず。我が仁祖の位に在るや、事に大小無く、一に之を法に付す。人に賢不肖無く、一に之を公議に付す。事、已に効ありて而る後行はれ、人、已に試みて而る後用ゐらる。終に非常の功を求めざる者なり。誠に以へらく、当時の大臣、以て人を知るの明を与にするに足らざるなり。

惟知人之明不可学。必出於天資。如蕭何之識韓信、此豈有法而可伝者哉。以諸葛孔明之賢而知人之明、則其所短是以失之於馬謖。而孔明亦審于自知。是以終身不敢用魏延。我仁祖之在位也、事無大小、一付之於法。人無賢不肖、一付之於公議。事已効而後行、人已試而後用。終不求

非常之功者。誠以当時大臣不足以与于知人之明也。…。  
 (『校注』卷九)

人の賢愚・善悪の識別について論じる。その具体例として示すのは、漢の蕭何と韓信や諸葛亮と馬謖・魏延である。

この文章の「如蕭何之識韓信、此豈有法可学哉」や諸葛亮の記述に関連する部分は『書伝』に類似する議論が見える<sup>19</sup>。これは、あくまで一例であるが、このように文集と『書伝』の史事の引用は共通する場合が存在する。

### 小結

本稿は、『尚書』注釈史における史事の引用の位置付けや、『書伝』における史事の引用、さらには蘇軾の文集との関係などを検討した。

まずは、『尚書』注釈史における史事の引用である。『書伝』以前の現存する唯一の『尚書』注釈書である『尚書正義』には、史事の引用が存在する。このため、先行研究のように、『書伝』における史事の引用を『尚書』注釈史において特異」とするのは難しい。経文を解釈する際に、史事を引用するのは

『尚書正義』に先例がある。

また、『書伝』以後の南宋の『尚書』注釈書にも史事の引用は多く確認できる。つまり、史事の引用は特異ではなく、広く見える『尚書』の解釈手法なのである。そのため、検討すべきは、各注釈者が、どのように『尚書』の解釈に用いているかである。

『書伝』では、『尚書正義』と同様に経文を解釈するために史事を引用する。ただし、先行研究のように、「漢代以降の歴史事実」に限定されない。史事の引用において『書伝』が『尚書正義』と大きく異なるのは、その許由から五代の後周に及ぶ幅広い時代の史事の引用あり、これが『書伝』の特徴である。

『書伝』において史事を引用する理由は、経文解釈の具体例を示すことである。本稿で検討したように、優れた君主に仕官しなかった具体例として、許由らを挙げ、殷の湯王とそれを補佐した伊尹との君臣関係を解釈するために、劉備と諸葛亮とを挙げる。つまり、自身が代表的とみなす史事を引用し、経文解釈を明確にするのである。ただし、『書伝』には、具体例を示す注釈に留まらず、各篇への総論とすべき史論も存在する。具体例と史論の混在も『書伝』の特徴である。

最後に、『書義』における史事の引用を検討した。「書義」は



『校注』に従うならば、至和二年、蘇軾若年(二〇歳)の著作である。「書義」には、「書伝」と同様に解釈の具体例を示すなどの史事の引用が確認できる。つまり、史事の引用は若年の著作に見える解釈手法であり、制作が最晩年に及ぶ『書伝』と一貫している。さらには文集と『書伝』に類似する議論が見えることを指摘した。

本稿では、『書伝』以後の『尚書』注釈書における史事の引用は検討できなかった。特に、林之奇・張九成・蔡沈は、『書伝』の注釈をそのまま引用することも存在する。『書伝』の後世に与えた影響を明らかにするならば、検討する必要があるだろう。今後の課題としたい。

注

(1) 蔡根祥「宋代尚書学案」第七章、三蘇尚書学案、第二節、蘇軾(『古典文献研究輯刊』三編所収、花木蘭文化出版社、二〇〇六)。蔡氏の論じる史事の引用の問題点は拙著『宋代における『尚書』解釈の基礎的研究』第四章、蘇軾の『尚書』解釈(明德出版社、二〇一四)参照。陳佑真「蘇軾に於ける經学の突破—『書伝』の経說の特性及びその意図について」(『日本中国学会報』第六十七集、二〇一五)以下、陳氏の引用は同論文に拠る。

(2) 『尚書正義』と『書伝』の関係については、注(1)所引拙著参照。

(3) 後漢末の史事の引用は、『尚書正義』禹貢、疏「漢末有公孫度者。窃拋遼東。自号青州刺史、越海收東萊諸郡」にも見える。

(4) 『尚書正義』舜典、疏に「昔東晋之初、豫章内史梅賾上孔氏伝、猶闕舜典。自此乃命以位已上二十八字、世所不伝。多用王・范之注補之。而皆以慎徽已下為舜典之初。至齊蕭鸞建武四年、吳興姚方輿於大航頭得孔氏伝古文舜典、亦類太康中書、乃表上之。事未施行、方輿以罪致戮。至隋開皇初購求遺典、始得之」とある。

(5) 『尚書新義』の輯佚本として評価される程元敏『三經新義輯考匯評』(華東師範大学、二〇一〇)の問題点については、注(1)所引拙著第三章「尚書新義」における『尚書』解釈参照。

(6) 『范忠宣集』卷九、五子之歌「臣某曰、。故杜牧言秦氏不敢言而敢怒也。故聖人達民之情、而宣之使言、所以因怒於未見之前也。禹不独行於其身 又以訓後嗣慎哉」

(7) 『尚書全解』無逸「唐太宗問創業守成孰難、房玄齡以創業為難、魏徵以守成為難。玄齡之心、七月之詩也。魏徵之心、無逸之書也。皆有周公愛君之遺意」など。

(8) 『尚書精義』盤庚下「無疇曰、。又曰、蓋天下之乱、莫大於下有疑心。懷恩疑代宗而作乱、驅助疑僖宗而作乱、敬塘疑從珂而作乱、而回鶻之乱定於子儀之一言。廷湊之乱定於韓愈之一言。則盤庚之推誠竭志、真知治之本矣」など。本条は、『張九成集』(浙江古籍出版社、二〇一三)では『尚書詳説』の佚文としており、本稿でも従った。

(9) 『書集伝』秦誓「蘇氏曰、至哉、穆公之論此二人也。前一人似房玄齡、後一人似李林甫。後之人主、鑑此足矣。」など。なお、この「蘇氏曰」は、『書伝』秦誓に基づく。

(10) 『史記』張釈之列伝「釈之曰、夫絳侯・東陽侯稱為長者、此兩人言事曾不能出口、豈教此畜夫課課。利口捷給哉。且秦以任刀筆之吏、吏爭以亟疾苛察相高、然其敝徒文具耳、無惻隱之美。以故不聞其過、陵遲

而至於二世、天下土崩。今陛下以畜夫口弁而超遷之、臣恐天下隨風靡靡、爭爲口弁而無其實。且下之化上疾於景響、拳錯不可不審也」

(11) 『書伝』 胤征「惟軍中法則或用之。穰直斬莊賈是也」

(12) 『書伝』 胤征「。以此考之、則太康失國之後、至少康祀夏之前、皆羿・泥專政僭位之年。如曹操之於漢、司馬仲達之於魏也。胤征之事、蓋出於羿、非仲康之所能專、明矣。羲和涵淫之臣也、而貳於羿・蓋忠於夏也。如王凌・諸葛誕之叛晉、尉遲迥之叛隋」

(13) 『書伝』 咸有一德「答單訓伊尹事、猶魯參述行蕭何之政也」

(14) 『書伝』 洪範「。唐武氏之無道也、独於進入無所留難、非徒人得薦士亦許自舉其材。其後開元賢臣致刑措者、皆武氏所收也。德宗好察而多忌。士無賢愚、皆不得進。国空無人。以致奉天之禍。故陸贄有言、武后以易得人、而陛下以精失士。至哉斯言也。昔常袞為相、艱於進入、賢愚同滯。及崔祐甫代之、未期年、除吏八百、多其親旧、其曰非親旧、莫由知之。若祐甫与贄、真可与論皇極者也」なお、宋代における陸贄評價は、田中秀樹「朱子学の時代——治者の（主体）形成の思想」（京都大学学術出版会、二〇一五）参照。

(15) 『書伝』 君牙「嗚呼、予誦穆王之書一篇、然後知周德之衰、有以也。夫昭王南征而不復、至齊桓公乃以問楚、是終穆王之世、君弑而賊不討也。而王初無憤恥之意、乃欲以車轍馬跡、周於天下。今觀君牙・伯冏二書、皆無哀痛惻怛之語、但曰嗣先人、宅丕后而已。足以見無道之情。非祭公謀父以祈招之詩、收王之放心、則王不復矣。呂刑有哀敬之情、蓋在感悔之後、時已耄矣」

(16) 『書伝』の作成時期に関しては、注（一）所引拙著参照

(17) 『校注』 卷六、五四八頁。ただし、「書義」制作の年代に関しては、孔凡礼『蘇軾年譜』（中華書局、一九九八）には言及がない。

(18) 『校注』 卷六、聖讖說殄行「書云朕聖讖說殄行。伝曰君子之所為、為可伝、為可繼也。凡行之不可伝、繼者、皆殄行也。堯舜之所聖也。世

衰道喪、士貴苟難而賤中庸、故邪惡者進焉。齊桓公欲用豎刁・易牙、

開方三子。管仲曰、三子者自刑以近君、去親殺子以求合、皆非人情、

難近。桓公不聽。卒以乱齊。齊桓、賢主也。管仲、信臣也。夫以賢主

而不用信臣之言、豈非三子者似忠而難知也歟。甚矣、似之乱真也。

。一。

(19) 『書伝』 臯陶謨「人有可知之道、而無可知之法、如蕭何之識韓信、此

豈有法可學哉。故聖人不敢言知人、輕用人而不疑、与疑人而不用、皆

足以敗國而亡家、然卒無知人之法。以諸葛亮之賢、而短於知人。況其

下者乎。人主欲常有為、則事繁而民乱、欲常無為、則政荒而国削。自

古及今、兵強国治而民安者無有也。人之難安如此、此禹之所畏、堯舜之所病也」